

KITAGIN NEWS RELEASE 2024

2024年10月1日

各位

株式会社 北日本銀行

各種手数料制定のお知らせ

株式会社北日本銀行（頭取：石塚恭路）では、破産管財人の方等がお手続きのために開設する各種口座について、下記の通り口座開設手数料を新設することとしましたので、お知らせいたします。

当行は、今後ともサービス向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

2024年11月1日（金）

2. 新設手数料

名称	破産管財人等口座開設手数料
手数料額	口座開設1件につき16,500円（税込）
対象口座	次のいずれかに該当する口座 ・破産管財人 ・相続財産清算人（管理人） ・不在者財産管理人 ・遺言執行者 ・遺言整理受任者

※ 法人、個人は問いません。

※ 既存口座を破産管財人等名義へ変更する場合も含みます。

※ その他、法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座も対象となります。

以上

[本件に関するお問い合わせ先]

営業統括部（担当：千葉、石川）

TEL：019-653-1111